みなし許可に関するお知らせ

|  |  |
| --- | --- |
| 開発許可申請者  氏名 |  |
| 開発区域に含まれる地域の名称 |  |
| 開発区域の面積 |  |

上記の開発許可に係る工事については、

**宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、盛土規制法）に**

**基づく許可を受けたものとみなします（通称、みなし許可）。**

　このため、**盛土規制法に基づく以下の規定のうち、☑のあるものについて、対応してください。**

□　**標識の掲示**（盛土規制法第４９条）

　　　開発許可の標識とは別に、工事現場の見やすい場所に盛土規制法の標識を掲示してください。

□　**定期の報告**（盛土規制法第１９条・３８条）

　　　工事の施行状況について、開発許可を受けた日から３か月ごとに、定期報告書を開発許可の申請先に提出してください。

□　**中間検査**　（盛土規制法第１８条・３７条）

　　　地下水排除工である排水施設の設置後、４日以内に中間検査申請書を開発許可の申請先に提出し、中間検査を受けてください。

なお、中間検査合格証を受けた後でなければ当該排水施設を埋めることはできません。

※各種規定に係る様式は、豊川市 建設部建築課の

　盛土規制法に関するウェブページよりダウンロードしてください。

URL：https://www.pref.aichi.jp/site/morido/●●●●●●

（盛土規制法に関するお問合せ先）

豊川市　建設部　建築課　開発指導係

ＴＥＬ　０５３３－８９－２３１８